

令和5年度神奈川県立津久井浜高等学校の施設利用について

本校では学校運営に支障のない範囲で、学校施設を地域住民の身近な活動の場として開放しています。

1 ご利用いただける施設

利用施設	利用できる設備等	利用日	利用時間
体育館(半面)	バスケットゴール、バレーボール支柱、バドミントン支柱・ネット、跳び箱、鞍馬、跳馬、吊輪、平均台、マット	月曜日から 土曜日	19:00～21:00
附属施設 (トイレ、洗面所)			

2 利用のしかた

(1) 利用できる方

学習・文化・スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用
(施設・設備を破損すると思われる活動(フットサル等)は申し込みをお断りしております)

(2) 申込方法

初めて利用申込する団体は、まず「利用者名簿」を学校に提出して団体登録をしてください。「利用者名簿」は年度初めに更新し、利用者に変更が生じた時には再提出してください。

利用申込は、利用希望日の属する月の前月初日から14日までの間に、「施設利用申込書」(様式1)により、事務室へ申し込んでください。他の利用者等との調整の後、利用が可能であれば、「施設利用承認書」を月末までに交付しますのでご確認ください。あわせて職員玄関に利用割当一覧の貼り出しをいたします。電話での利用承認確認も受け付けておりますので、平日の8時30分から16時30分の間に学校事務室(046-848-2121)までお問い合わせください。

※ 承認された後、利用できなくなった場合には、当日の18時までにご連絡をお願いいたします。

※ 承認書を交付した後も天候及び学校の行事等、やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

※ 閉庁日は開放をしておりません。

(3) 施設利用日誌と鍵の受け渡し

利用日当日の17時～18時30分の間に利用責任者が事務室窓口で学校施設管理員よりお受け取りください。その際に交付しました「施設利用承認書」を必ずご提示ください。(18時30分を過ぎますと学校施設管理員は校内巡回しますので、戻るまでお待ちいただくことになります。)

施設利用日誌と合わせて、鍵を4個(校門用、体育館入口用、体育館内と外にある用具倉庫用)とバレーボール用のウインチ(ネット巻)をお貸しいたします。お貸した鍵と物品は最後まで責任を持って管理してください。

利用にあたっては4の「守っていただきたいこと」の内容を遵守し、終了後は施設利用日誌にご記入のうえ、鍵といっしょに職員玄関の郵便受けに入れてください。

(4) 照明設備の電気料のご負担

体育館使用について2時間以内の使用で1回につき440円(うち消費税40円)です。ご利用の翌月(または当月末)に納入通知書を代表者へ郵送いたしますので、納入期限(発行日から20日以内)までに、必ずご納付ください。納付が遅れた場合には、以後の利用承認をしない場合があります。

3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。4人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」(1年間有効)に加入できます。学校にパンフレットがありますので、ご覧ください。

4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

ア 県立学校は全面禁煙です。

イ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。また、許可されたもの以外の当校の施設設備、物品等は利用しないでください。

ウ 利用時間は厳守してください。利用時間には片付け、清掃時間も含まれます。

エ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、消灯(ピロティ及びトイレ)・施錠後、利用者の中から指定されている利用責任者の確認を得てください。門扉(校門)の鍵も忘れずに閉めてください。ごみ等は放置せずにお持ち帰りください。

オ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたっては利用責任者及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。

カ 利用中は門扉を閉めてください。

キ 自動体外式除細動器(AED)は体育館入口に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。

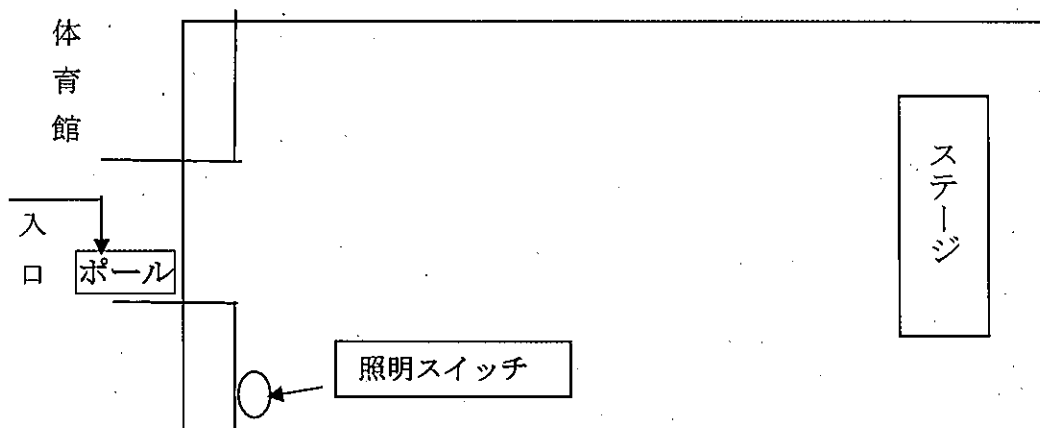
ク 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合や、その他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください(施設利用日誌への記入、学校施設管理員もしくは警備会社に連絡など、緊急時連絡先を参照)。

- ケ 利用中に施設・設備・物品等(貸し出し用の鍵を含む)を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。
- コ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- サ 開放施設の利用に伴い、利用者が第三者に損害を与えた場合は、利用者がトラブルの解決に当たり、賠償の責任を負っていただきます。
- シ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください

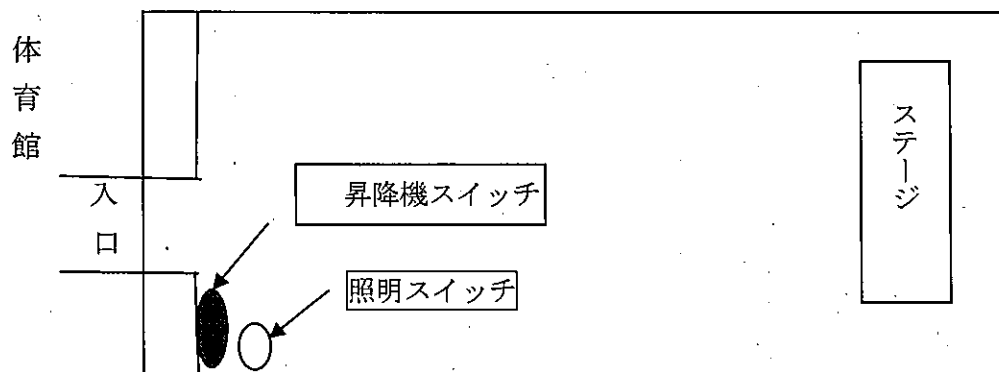
【 緊急時連絡先 】

- 緊急の場合は次の関係機関にご連絡ください。
 - ・警察 110 (横須賀南警察署 046-835-0110)
 - ・消防 119 (横須賀南消防署 046-836-0119)
- 警察や消防へ連絡した場合、その他必要と考えられる場合は、必ず学校職員もしくは学校施設管理員に連絡を入れてください。
- 夜間で学校職員等がいない場合は警備会社「セコム(株)横須賀支社 046-827-1490」にご連絡ください。

※ バレー、バドミントンの利用団体の方へ……ポール (支柱) の収納場所は下記のとおりです。



※ バスケット利用団体の方へ昇降機 (スイッチ) の利用について



体育館に2ヶ所あるバスケットポールの昇降操作盤は、図のように照明スイッチの上部にあります。

開放団体の皆様が利用される時は、次のことに注意してご利用ください。

- 操作盤の電源は、使用ごとに切ってください。
- 冬季で動きが遅いときには、ボタンを長押ししてください。
- 児童生徒が利用される団体については、保護者の方が操作してください。
- 開放利用後は利用前の状態に戻してください。
- 利用時の危険防止を十分に徹底してください。
- 利用中に破損など不具合があったときには、施設利用日誌などで学校へ連絡し破損届を提出してください。
- 故意または、過失により破損したときは、原状に復するための経費について弁償の責任を負っていただくこととなります。

問合せ先

神奈川県立津久井浜高等学校

事務室 学校施設開放担当

046-848-2121